

## 鳴門市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定及び鳴門市地域生活支援事業実施要綱（平成30年7月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき、知的障がい者及び障がい児の日中における活動の場を確保し、知的障がい者及び障がい児の家族の就労支援若しくは知的障がい者及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするための鳴門市日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

**第2条** 日中一時支援事業の対象者は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と鳴門市が認めた知的障がい者及び障がい児とする。

(事業内容)

**第3条** 日中、短期入所（ショートステイ）事業所等において、知的障がい者及び障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他鳴門市が認めた支援を行う。

2 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の障害福祉サービス等を利用できないものとする。

(支給量)

**第4条** 支給量は、1支給決定者あたり1ヶ月3日間とする。ただし、鳴門市が特に必要と認めた場合には、1ヶ月最長7日間に変更することができる。

(支給決定期間)

**第5条** 支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

2 支給決定を行った日が月の初日である場合は、前項の規定にかかわらず1年

間とする。

(申請等手続)

**第6条** 日中一時支援事業の申請、支給決定、利用者証の交付その他の手続については、実施要綱第3条から第7条までに定めるところによる。

(日中一時支援事業者との業務契約条件)

**第7条** 日中一時支援事業を行うことができる事業者は、鳴門市との間で業務契約を締結した事業者で、業務契約条件は次の条件によるものとする。

- (1) 法における短期入所事業若しくは通所事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所事業の徳島県の事業所指定を取得していること。
- (2) 事業所の形態は、日中一時支援単独型事業所では行えない。
- (3) 事業実施に当たっては必要なスペースの確保ができていないこと。
- (4) 利用定員は、前号の事業実施の必要なスペースを基準に、鳴門市が知的障がい者及び障がい児に対する支援を適切に行うことができるものと判断した人員を利用定員とする。

(日中一時支援費用額の算定に係る基準)

**第8条** 費用額の算定に係る単価及び基準は、次に定めるとおりとする。

サービスの 類型	日中基本			日中重心医療機関		
	4時間 以下	4時間を超え 8時間以下	8時間を超 える場合	4時間 以下	4時間を超え 8時間以下	8時間を超 える場合
単 価	1,500円	3,100円	4,700円	4,800円	9,700円	14,500円

(利用者負担額)

**第9条** 利用者負担額は、定率でサービスの利用に要する費用額の1割とし、上限は定めないものとする。なお、生活保護世帯の者及び市民税非課税世帯の者においては徴収しないものとする。

2 前項の世帯の範囲については、法に基づく障害福祉サービス費の支給の例による。

(費用額の請求及び支払)

**第10条** 第8条に規定する費用から前条に規定する利用者負担額を控除した額

についての市長への請求及び受領は利用者の委任により、事業者が代理して行うことができるものとする。また、利用者の委任のない場合は、償還払いとする。

2 利用者から前項の規定に基づく委任を受けた事業者は、移動支援事業を提供した月の翌月10日までに、市長に対して同項の規定に基づく請求を行うものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに事業者に支払うものとする。

(受給者証の提示及びに利用方法)

**第11条** 利用者は、日中一時支援事業を受けるに当たっては、その都度事業者に対して地域生活支援事業利用者証を提示しなければならない。

2 利用者は、日中一時支援事業を利用する場合に、事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

**第12条** 日中一時支援事業者は支給決定者と日中一時支援事業の提供に係る契約を行うこと。日中一時支援事業者は日中一時支援事業を提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者の地域生活支援事業利用者証に記載しなければならない。また、日中一時支援事業者は日中一時支援事業の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市長に対し遅滞なく報告書により提出しなければならない。なお、契約等に係るその他関連事項は介護給付の取り扱いに準ずる。

(補則)

**第13条** この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。なお業務契約締結協議及び業務契約は施行日以前より行うことができる。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。